

臨床に活かす動作分析を考える研究会 規約

第一章 総則

(会の名称)

第一条

この会は、臨床に活かす動作分析を考える研究会(以下「研究会」と称する。

(会の目的)

第二条

当研究会は、動作分析の研究で得られた知見を臨床に活かすとともに、臨床に役立つ研究のあり方を考え、リハビリテーションの質の向上を目指すことを目的とする。

(会の業務)

第三条

当研究会の主な業務は、以下の通りとする。

- (1) 会員の研鑽の場として、講習会を定期的を開催する。
- (2) 会員の研究活動の支援を行い、研究機材の提供、研究手法のアドバイスなどを行う。
- (3) インターネットを通じて、会員相互の交流の場を提供すると共に、会員への情報提供を行う。

(会の構成)

第四条

当研究会の会員は、研究会の目的に賛同して入会した医療関係者、ならびに医療関係職種の養成課程の学生により構成される。

(会の運営組織)

第五条の一

当研究会の本部は、神奈川県立保健福祉大学内 石井研究室(神奈川県横須賀市平成町1-10-1)におく。

第五条の二

当研究会は、その維持・運営のため研究会幹事会(以下「幹事会」)をおく。

(会の設立年月日)

第六条

当研究会の設立日は、平成26年9月23日とする。

第二章 幹事会

(幹事会)

第六条

幹事会は、会の運営に関わる幹事複数名によって構成される。

(代表幹事の選出)

第七条

幹事会は、代表幹事1名を選出する。

(任期)

第八条

幹事および代表幹事の任期は3年とし、再任は妨げない。

(幹事会の開催)

第九条

幹事会は、代表幹事により招集される。幹事会以外の期間で、案件がある場合は適宜メールでの審議を行う。

(幹事会の成立)

第十条

幹事会は、幹事の3分の2の人数の参加をもって成立とみなされる。

(幹事会の業務)

第十一条

幹事会の業務は、以下のものとする。

- (1) 幹事会は、研究会の運営方針を決定する。
- (2) 幹事会は、研究会の予算決定を行う。

第三章 資産および会計

(事業年度)

第十二条

当研究会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費の徴収)

第十三条

当研究会の運営費は、会員より講習会参加費を徴収しこれに充てる。

(経費の運用)

第十四条

代表幹事は、当研究会の事業報告および決算について、毎事業年度終了後の幹事会において報告を行わなければならない。

第十五条

幹事会は、毎事業年度の最初の幹事会で収支予算を取りまとめ、予算案の決定、予算執行を行う。

第十六条

当研究会経費の運用は、以下の通りとする。

- ① 講習会必要経費
- ② 幹事会、講習会講師の交通費
- ③ 年報作成費
- ④ 通信費
- ⑤ ホームページ管理費

第十七条

第十五条で定める経費以外の支出に関しては、幹事会の承認を得なくてはならない。

第四章 研究会事務局

第十八条

(事務局)

当研究会の事務局は、神奈川県立保健福祉大学内 石井研究室(神奈川県横須賀市平成町1-10-1)におく。

第五章 改正条項

第十九条

幹事会は、このほか研究会の運営全般に関わる事項について掌握し、規約の改正に携わる。

第七章 雑則

第二十条

法令およびこの規約に定めるものを除き、会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

- (1) 本規約は、平成 27 年 7 月 16 日から適用する。
- (2) 当研究会の最初の事業年度は、当研究会設立の平成 27 年 7 月 16 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

当研究会の設立時の幹事は、以下の通り。

代表幹事 山本澄子 (国際医療福祉大学大学院)
幹事 石井慎一郎 (神奈川県立保健福祉大学)
幹事 石井美和子 (Physiolink)
幹事 秋吉直樹 (医療法人社団淳英会 おゆみの中央病院)
幹事 菅野洋平 (インターリハ株式会社)
幹事 長田悠路 (社会福祉法人農協共済 中伊豆リハビリテーションセンター)
幹事 黒澤千尋 (神奈川県立保健福祉大学)
幹事 島津尚子 (神奈川県立保健福祉大学)

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

住所 東京都港区南青山 1-3-3 青山一丁目タワー4F

所属 国際医療福祉大学大学院

代表者 山本 澄子 (印)